

**第28回 契約・調達管理会議
議事要旨**

1 開催日時

令和7年3月27日（木曜日）14時00分から15時00分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

（2）事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

（1）開会

（2）議事（発言者の敬称略）

ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 開閉会式計画実施運営委託【資料1】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

（ア）本案件は、先日、契約・調達管理会議に契約手続実施前の案件としてお諮りし、総合評価方式にて入札手続を実施したところ契約締結前の付議基準に該当したため、今回、契約締結前の案件としてお諮りする。

（イ）入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

(ウ) 落札候補者による提案は、事業全般への理解度が高く、きこえない・きこえにくい方の立場に立った配慮がなされていること。また、過去の受注実績を踏まえ、緊急時対応も含めた情報保障や国内外のきこえない・きこえにくい方の参加を想定した具体的な計画であり、効率的な運営体制が見込まれること。さらに、式典コンセプト、式典ストーリーに具体性があり、参加者の誰しものが楽しめる工夫を取り入れた式典内容が提案されていることから、技術審査委員会で、特に優れていると評価され、価格点も加味した合計点で最も高い点数を得て本件の落札候補者となった。

<質疑・意見など>

鶴 川：落札候補者は、技術点で他と比べて得点が高いため、妥当な結論ではないかと思う。

イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 表彰関連消耗品製作及び表彰式運営業務委託【資料 2】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本案件は、先日、契約・調達管理会議に契約手続実施前の案件としてお諮りし、総合評価方式にて入札手続を実施したところ契約締結前の付議基準に該当したため、今回、契約締結前の案件としてお諮りする。

(イ) 入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

(ウ) 落札候補者による提案は、東京 2025 デフリンピックにおける表彰関連業務に対する理解度などにおいて優れた提案であり、国内外の耳がきこえない・きこえにくい方への配慮がなされていること。また、実施体制においては、同一チームが大会期間中、一貫して一つの会場の演出・進行を担当するなど、効率的・効果的に統一感のある表彰式の実施が見込まれること。さらに、持続可能な社会の実現に向けたエシカル消費活動に寄与する副賞等、表彰関連消耗品について、東京・日本らしさを体現した消耗品の製作が見込まれることから、技術審査委員会で、特に優れていると評価され、価格点も加味した合計点で最も高い点数を得て本件の落札候補者となった。

<質疑・意見など>

藤 川：特に優れていると評価された点で、実施体制においては、同一チームが大会期間中、一貫して一つの会場の演出・進行を担当するとのことだが、本大会では 19 会場あり、19 チーム作るということか。それとも 1 つのチームが全部の会場を担当するのか。

担当者：全会場分のチームは作らないが、会場の演出・進行は一貫して必ず同じチームが担当する。例えば、競技日程が少ない競技会場を担当するチームは、同じチームで2つの会場を兼務するということは想定している。

藤 川：競技によっては演出等も変わる面があるか。競技によって、情報保障面で差異が出てくることを気にしている。

担当者：基本的には、今回提案いただいた統一コンセプトの下、表彰式を実施するため、そこに差異は生じないが、競技会場の特性により、運用面など少しずつ変わる部分が出てくることも想定している。

鵜 川：落札候補者は、技術点で他と比べて得点が高いため、妥当な結論ではないかと思う。

ウ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 デフリンピックスクエア運営業務委託【資料 3】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本案件は、先日、契約・調達管理会議に契約手続実施前の案件としてお諮りし、総合評価方式にて入札手続を実施したところ契約締結前の付議基準に該当したため、今回、契約締結前の案件としてお諮りする。

(イ) 入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

(ウ) 落札候補者による提案は、事業全般への理解度や多彩なコンテンツの企画に対する評価が高く、大会関係者や一般来場者が楽しめる工夫を取り入れた内容が提案されていること。また、過去の受注実績を踏まえ、緊急時対応も含めた情報保障や国内外のきこえない・きこえにくい方を想定した具体的な計画が提案されていること。また、一貫性のあるコンセプトに基づくホールやおもてなしエリア等における取組が提案されていること。さらに、技術審査委員会におけるプレゼンテーションにおいて、文字情報による情報保障を提供し、きこえない・きこえにくい人への配慮が十分に行われていたことから、技術審査委員会で、特に優れていると評価され、価格点も加味した合計点で最も高い点数を得て本件の落札候補者となった。

<質疑・意見など>

灘 野：入札金額に差がついているが、どのような理由が考えられるか。

担当者：今回、多くの事業者に入札していただくための取組として、事前に発注価格帯を公表しており、その価格帯の中で、上限に近い金額と下限に近い金額で入札した事業者があったため、金額に差が生じたと認識をしている。また、入札金

額が高い、低いに応じて、提案内容に差があり、入札金額が高いものは提案内容が充実している分を金額に落とし込んでできていると分析している。

滝 口：入札金額について提案内容に応じた金額になっているかなど事業団にて精査、確認しているか。

担当者：最も入札金額が高い事業者の提案は、内容が非常に具体化されており、実現性が高い内容が多く盛り込まれていたと認識している。一方で、入札金額が低かった事業者による提案も、決して悪い提案であったということではなく、仕様書で求めている内容はきちんと履行できる内容になっており、その上で、提案内容で比較すると、内容の充実度や具体性が価格面での差になったものと考えている。

滝 口：意見になるが、発注価格帯の事前公表により、公表価格帯の幅の中で高い金額の方に入札金額が集まる結果になることは、制度設計上、ある程度やむを得ないものとは理解するが、本件に限らず、発注価格帯の事前公表を行った案件が、かなりの確率で高落札率になり、本会議に付議が必要な案件になっている実態が生じている。履行いただく業務内容をできるだけ良くしていただくとともに、価格についてもできるだけ安い金額で入札いただける制度が適正であろうと考えている。一律、2500 万というレンジで価格帯を公表するのか、また、価格帯自体のレンジを、いくらからいくらの中で2500 万円と設定するのか等の決め方によっても、価格帯の幅の中で高い金額の方に入札金額が集まる割合も違ってくるように思うので、今後同様の大会が開催される際のためにも、振り返りの形で、改めて検証いただきたい。

担当者：こうした価格帯を事前に公表するのは、事業者が入札に参加するにあたっての判断材料を提供して、多くの事業者に入札に参加していただくことが目的である。デフリンピック準備運営本部では、東京都における工事契約の発注規模などを参考に、過去のデフリンピックの契約実績を踏まえて発注の多い価格帯として2500 万円を公表価格帯として採用したものであるが、この間、さまざまな契約実績もあったので、こうした内容を踏まえ、検証分析して、必要に応じて、ご意見いただいた点、議論をして決めていきたい。

エ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 マラソンコース基本計画策定業務委託【資料 4】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 のマラソン競技実施にあたり、JAAF 公認長距離競走路の認定申請等に係る業務を委託する。

(イ) 希望制指名競争入札による入札の結果、低入札であったが、事業団において、落札者へのヒアリングや公表資料から、受注状況や財務状況、実施体制などの確認を行い、落札者が履行能力として問題のない業者であることを確認している。

(ウ) 落札者の入札金額は他の入札参加者と比較し、相当に低い金額であり、本件は後続契約を予定しているものであるため、今後の後続契約発注時に契約の競争性及び公平性が担保できるよう、先行契約の成果を、等しく公平に提供するなどの対応を取る予定である。

<質疑・意見など>

藤 川：参考見積はどのような事業者から徴取したか。

担当者：本案件同様のマラソン競技の計画業務実績のある複数の事業者から徴取した。

灘 野：今回の低価格での入札が、独占禁止法が禁止する不当廉売に該当しないか確認はされたか。

担当者：事業団にて法務相談し、不当廉売には該当しないことを確認している。

滝 口：先行契約の成果を後続契約に参加希望者に対して等しく公平に情報提供することは、先行契約を落札した人が有利にならないことを目的とした取組と理解しているが、先行契約の成果物は、どの段階で情報提供するものか。後続契約の入札手続への参加希望者は、どの程度の情報を入手できている段階で札を入れることができるのか教えていただきたい。

担当者：後続案件に参加希望する業者に対しては、まず、後続契約の参加希望を受け付ける際に、その時点での先行契約の成果品の情報を提供する。次に、入札参加の指名を受けた業者に対しては、参加希望受付時には公表しなかった議事録等の情報を、札入れ前に提供し、入札時の参考情報としてもらい、公平性を担保していく。

滝 口：説明いただいた対応は、確かに丁寧な対応であり、そのように取り組んでいただけたらと思う。さらに、可能であれば、3段階目のステップとして、後続契約を実際に落札した業者に対して、先行契約の最終成果物等、先行契約の契約者が持っている情報をきちんと引き継ぐことも検討いただきたい。このような対応を行うことを、後続契約の発注時に入札要項の中に記載し公表することで、先行契約の契約者と比して、後続契約において不利であるから、後続契約への参加を希望しないという業者を少しでも減らせ、競争性、公平性を担保できると考えるため、この点も検討いただきたい。

オ 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について【資料5】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- (ア) 協賛制度の立ち上げにあたり、公平性や協賛制度の手続きの透明性の観点から、あらかじめ募集条件等を定めた要綱等を策定し公募していくこと等を、2024 年 3 月に開催された契約・調達管理会議に付議し、確認をいただいた。
- (イ) 現在、デフリンピック準備運営本部ホームページに「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱」（以下「要綱」という。）等を掲載し、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところである。
- (ウ) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし

カ 契約変更の案件（報告事項）

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛について【資料 6】

<説明・確認>

- ・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- (ア) 既に協賛契約を締結している企業等から、この度、追加の協賛申込があった。カテゴリ及び区分に変更がない案件のため、契約・調達管理会議設置要綱第 3 条（3）に基づき、本会議に報告を行う。
- (イ) 協賛契約者による今回の協賛契約の変更申込について、デフリンピック準備運営本部にて、変更の内容が東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、変更申込の受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし

キ 合意書締結前の案件（報告事項）

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛に関する合意書について【資料 7】

<説明・確認>

- ・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- (ア) 東京 2025 デフリンピックの協賛契約の締結に向けて、双方の意思表示を明確にするため、協賛契約締結前に合意書を締結する。

(イ) 合意書の締結予定者については、「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱」第 5 条第 1 項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし

ク 委員長によるまとめ

・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会